

## 原油価格・物価高騰に係る支援金等申請サポート事業 サポート金支給要綱

### (通則)

第1条 福岡市緊急経済対策実行委員会が行う原油価格・物価高騰に係る支援金等申請サポート事業（以下「当該事業」という。）におけるサポート金の支給については、この支給要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、福岡市内に事業所を持つ中小企業者等が、対象支援金等の申請手続き等を社会保険労務士に依頼した際に係る費用のうち市が一部負担する金額の支給に関する基本的事項を定めることにより、支給業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 原油価格・物価高騰に係る支援金等（以下「支援金等」という。） 原油価格・物価高騰等による影響を受けた事業者に対する国、県、市が事業者向けに実施する各種助成金等
- (2) 対象支援金等 市がサポート金の支給対象とする支援金等
- (3) 中小企業者等 中小企業基本法第2条第1項各号に当てはまる事業者（小規模事業者及び個人事業主を含む。）
- (4) サポート金 対象支援金等の申請手続等を社会保険労務士に依頼した際に係る費用のうち市が一部負担する金額
- (5) 報酬 支援金等の申請手続等を社会保険労務士に依頼した際に係る費用

### (事務の取扱い)

第4条 当該事業は事業者向け支援金等案内センター（以下「案内センター」という。）が事務を行う。

### (サポート対象事業者)

第5条 サポート金の支給を受けることができる事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 福岡市内に事業所を構える中小企業者等
- (2) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）又は同条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者には該当せず、かつ将来にわたっても該当しない者
- (3) 暴力団、暴力団員又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者が経営に事実上参加していない者
- (4) その他福岡市緊急経済対策実行委員会会長が（以下「会長」という。）当該事業の趣旨に照らしてサポート金の支給決定が適当でないとは判断するものでない者

### (対象支援金等及び市負担額)

第6条 対象支援金等及び市負担額は別表1のとおりとする。

(サポート金の算定)

- 第7条 サポート金は、サポート対象事業者の福岡市内事業所について、令和4年7月1日以降に申請を行った対象支援金等に係る報酬を対象とする。
- 2 サポート金の算定は、報酬から取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額を算定対象とし、以下の手順で行う。
- (1) 申請があった対象支援金等の1件ごとの報酬（取引に係る消費税及び地方消費税を除く。）に5分の4を乗じた額（円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる）を算出する。ただし、算出した額が1件ごとの市負担額の最大を超えるときは、市負担最大額とする。
- (2) 前号で算出した額を合算し、合計額が最大10万円に達するまで支給する。
- 3 前項第2号に規定する額に達するまで、サポート対象事業者は何回でも申請することができる。ただし、令和5年1月31日までに案内センターが申請を受け付けたものに限る。

(サポート金の申請)

- 第8条 サポート金の支給を受ける者（以下「申請者」という。）は、原油価格・物価高騰に係る支援金等申請サポート事業サポート金申請書（様式1号）及び誓約書（様式2号）に必要事項を記入し、別表2に掲げる書類を添えて案内センターに提出しなければならない。

(代理受領)

- 第9条 当該事業において訪問相談を担当する社会保険労務士（以下「専門相談サポーター」という。）は、訪問先の中小企業者等から申請手続等の依頼を受け、報酬の支払について申請者から代理受領の依頼があったときは、報酬総額からサポート金を除いた金額を申請者に部分請求し、残りをサポート金として代理受領することができる。
- 2 代理受領の際、申請者は、前条に規定する書類とともに、代理受領に係る委任状を添えて案内センターに提出しなければならない。

(交付決定等)

- 第10条 会長は、第8条及び第9条に規定する書類について内容を審査し、支給決定を行う。
- 2 会長は、支給を決定したときは原油価格・物価高騰に係る支援金等申請サポート事業サポート金支給決定通知書（様式3号）を、不支給を決定したときは原油価格・物価高騰に係る支援金等申請サポート事業サポート金不支給決定通知書（様式4号）を、申請者へ通知する。
- 3 案内センターは、会長の支給決定に基づき、支給事務を行う。

(交付決定の取消し)

- 第11条 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、サポート金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 虚偽の申請その他不正な行為があると認められるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反する行為があると認められるとき。
- (3) この要綱に定めるサポート金の支給の条件に違反したとき。
- (4) その他サポート金の交付が適当でないと認められるとき。
- 2 会長は、前項の規定に基づき支給決定を取り消した場合は、速やかに原油価格・物価高騰に係る支援金等申請サポート金支給決定取消通知書（様式5号）により申請者に通知する。

(サポート金の返還)

第 12 条 会長は、前条の規定によりサポート金の支給決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対するサポート金が支給されているときは、期限を定めて、申請者にその返還を命じることができる。

(加算金及び延滞金の納付)

第 13 条 会長は、前条の規定によりサポート金の返還を命じたときは、その命令に係るサポート金受領の日から納付の日までの日数に応じて、サポート金の額（一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額とし、100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金（100 円未満の場合を除く）の納付を申請者に命じることができる。

2 支援金の返還を命じた場合において、申請者が定められた納期日までに当該サポート金を納付しなかったときは、福岡市税未収入金の督促及び延滞金条例（昭和 32 年福岡市条例第 12 号）第 4 条の規定に準じて算出した延滞金を納付させることができる。

(加算金の基礎となる額の計算)

第 14 条 前条第 1 項の規定により加算金の納付を命じた場合において、申請者が納付した金額が返還を命じた金額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じたサポート金に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第 15 条 第 13 条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じたサポート金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(関係書類の保存期間)

第 16 条 原油価格・物価高騰に係る支援金等申請サポート事業のサポート金の支給に関する書類の保存期間は、5 年間とする。

(暴力団排除の確認)

第 17 条 会長は、暴排条例第 6 条の規定に準じ、申請者に関する照会を福岡市へ依頼することができる。

(市税納税の確認)

第 18 条 会長は、申請者の同意に基づき、福岡市税にかかる徴収金（市税及び延滞金等）の滞納状況について、福岡市へ依頼することができる。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

別表1 対象支援金等及び市負担額

対象支援金等	市負担額 (第7条第2項第1号)	市負担額 (第7条第2項第2号)
雇用調整助成金	報酬の4/5 (最大10万円まで)	10万円まで
緊急雇用安定助成金		
産業雇用安定助成金		
小学校休業等対応助成金		
小学校休業等対応支援金		
両立支援等助成金(新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース)		
両立支援等助成金(介護離職防止支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」)		
新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金		

備考1 報酬は、取引に係る消費税及び地方消費税を除いた額

別表2 提出書類一覧

- 1 原油価格・物価高騰に係る支援金等申請サポート事業サポート金申請書
- 2 誓約書
- 3 別表1に定める対象支援金等の申請書の写し
- 4 社会保険労務士の報酬を証明するもの
- 5 事業内容及び事務所等が市内にあることを確認できる書類の写し

様式集

- 様式1号 原油価格・物価高騰に係る支援金等申請サポート事業サポート金申請書
- 様式2号 誓約書
- 様式3号 原油価格・物価高騰に係る支援金等申請サポート事業サポート金支給決定通知書
- 様式4号 原油価格・物価高騰に係る支援金等申請サポート事業サポート金不支給決定通知書
- 様式5号 原油価格・物価高騰に係る支援金等申請サポート事業サポート金支給決定取消通知書